

社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会役員等費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広尾町社会福祉協議会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会等の構成員に対する費用弁償に関して必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び、監事が監査業務等に出席したときは、一律千円の費用弁償を支給する。

(旅 費)

第3条 前条役員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定に係わらず「広尾町職員旅費支給条例」による行政職の旅費に準用する費用弁償を支給する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、平成 2 年4月1日より施行する。
この規程は、平成 28年4月1日より施行する。
この規程は、平成 29年4月1日より施行する。